

議案第79号

北名古屋市国民健康保険条例の一部改正について

北名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成26年11月26日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、健康保険法施行令の一部改正に伴い、産科医療補償制度の見直しに併せて出産育児一時金の額が見直されるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北名古屋市国民健康保険条例（平成18年北名古屋市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「39万円」を「40万4,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 施行日前に出産した被保険者に係る北名古屋市国民健康保険条例第3条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。